

5. 社会福祉協議会のサービス

●権利擁護センターもみじ

一人暮らし高齢者や高齢者世帯、および認知症等高齢者、知的障害者又は精神障害者などの意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度などの権利擁護制度を活用し、身上監護や財産管理を中心とする権利擁護サービスを提供する事により、地域福祉の推進に寄与することを目的とした機関です。

【活動内容】

中核機関として成年後見制度の相談、広報・啓発、利用促進、後見人支援等を行います。

契約締結審査委員会の設置、運営をします。受任要件に該当するかどうか審査会で協議します。

成年後見制度の身近な相談窓口として成年後見制度の説明、情報提供などを行います。また、成年後見相談会を実施します。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）により支援し、本人の判断能力、生活状況などによっては成年後見制度への検討、他制度へ情報提供などを行います。

成年後見制度の申立ての支援をします。親族後見人等への相談、助言、医療機関や施設などと法律の専門家との連携等行います。

犯罪被害者支援などを行います。関係機関、医療機関など専門的支援機関との連携を図るとともに、消費者被害に関する相談を受けます。

法人後見の受任をします。成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人の事務を行います。

虐待の予防啓発、防止に努めます。

任意後見の事務をします。任意後見監督人の事務、任意代理の事務を行います。

入院、入所施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障害者支援センター、福祉事務所、その他必要な事業所への支援、連携に努めます。

市民後見人の養成と後見人バンク登録者へのフォローアップ支援、活動支援、市民後見人の活動支援を行います。

●福祉サービス利用援助事業『かけはし』

認知症や障害などによって、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるように支援します。

【主なサービス内容】

福祉サービスの利用手続きのお手伝い。生活に必要なお金の出し入れのお手伝い。通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり。

【利用方法】

三次市社会福祉協議会にご相談ください。専門員が状況を伺いながら支援計画を作成します。その計画に基づく支援に合意できれば契約を結び支援が開始になります。

【利用料】

サービスの種類	利用料	
福祉サービスの利用されるときのお手伝い	1回あたり（2時間程度）	1,500円
日常的な金銭管理のお手伝い		
通帳などのお預かりサービス	1ヵ月あたり	2,000円

※なお生活保護受給者の方については、預りサービスのみの負担になります。

●ふれあい福祉相談

【相談の受付】

相 談 内 容		相 談 日 (祝日を除く)	相 談 時 間	相 談 員
心配ごと相談		月～金曜日	8時30分～ 17時15分	社会福祉協議会 専門職員
電話相談 ☎0824-63-3340				
専門相談	介 護 相 談			
	権利擁護相談			
	法 律 相 談			
		事前予約制 (5月・9月・1月)	10時～12時	弁護士
※相談のお申込みは定員になり次第、締め切らせていただきます。 時間はお一人30分程度とさせていただきます。				

※相談はすべて無料、秘密は厳守します。

【開設場所】

◎三次市福祉保健センター 2階相談室
〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1
電話 (0824) 63-3340 FAX: (0824) 62-6827
手紙・メールによる相談もできます。
E-mail: momiji@bd.wakwak.com

●福祉用具短期貸出制度

病気やけがなどで、一時的に歩くことが難しくなられた方に対して、車いすを短期間貸し出します。

【対象者】

三次市に住所をお持ちの方で、病気やケガなどで一時的に歩くことが難しくなっておられる方が対象です。

介護保険や障害の認定を受けておられる方でも、その制度での支援を受けることができない場合は、対象になる場合があります。

【福祉用具の種類】 車いす

【貸し出し期間】 原則 1 ヶ月以内

【利用料】 無料

●ボランティアはるかぜネット

ボランティアによる支援を必要とする高齢者や障害者（児）、子育て世帯、妊産婦、病気やけがをした方などに対して、日常生活に必要なサービスを提供する、会員制で有償の生活互助型サービスです。

【会員制】

- 利用会員：市内にお住まいで、日常生活支援が必要な方
- ボランティアはるかぜ会員：サービスを提供する登録会員



【内 容】 日常生活支援（衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物、話し相手、外出支援、子守りなど）

【利用料金】 1 時間あたり 3 0 0 円

【三次市社会福祉協議会の主な窓口】

本所（地域福祉課）	TEL (0824) 6 3 - 3 3 4 0	FAX (0824) 6 2 - 6 8 2 7
本所（生活支援課）	TEL (0824) 6 3 - 3 3 4 0	FAX (0824) 6 2 - 6 8 2 7
君田支所	TEL (0824) 5 3 - 2 9 6 4	
布野支所	TEL (0824) 5 4 - 2 0 4 2	FAX (0824) 5 4 - 2 8 8 3
作木支所	TEL (0824) 5 5 - 2 1 1 9	FAX (0824) 5 5 - 7 0 0 2
吉舎支所	TEL (0824) 4 3 - 3 3 0 1	FAX (0824) 4 3 - 7 0 0 5
三良坂支所	TEL (0824) 4 4 - 2 1 8 2	
三和支所	TEL (0824) 5 2 - 3 1 4 3	FAX (0824) 5 2 - 7 0 0 9
甲奴支所	TEL (0847) 6 7 - 2 0 7 5	FAX (0847) 6 7 - 2 1 9 5